

# まさか「死の迎え方の選択」。立法は必要

尊厳死協会の理事で、「尊厳死法制化を考える議員連盟」事務局の裏方として、10年近く「尊厳死立法」にかかわってきた友納理緒さん

「より個人の意思が尊重される社会となるよう力を尽くしたい」と、岩尾総一郎理事長と「法制化の展望」について語りました。

構成／会報編集・郡司武 写真／水村孝

**岩尾** 今回は「尊厳死法制化の展望」というテーマで、協会理事の友納理緒さんとの特別対談を企画しました。友納理事は看護師であるとともに弁護士でもあり

ますが、一昨年の協会公益法人化に際し大変な貢献をいただきました。協会は2017年、内閣府に公益法人化を申請したのですが、却下されました。これを不服として行政訴訟を提起したのですが、友納さんの活躍により、一審二審とも勝訴し国側が上告を断念したことで、2020年に協会が公益法人として認定されたわけです。

当時を振り返り、協会の公益性について友納さんが主張したことで、東京高裁の下した判断について話してください。

## 意思の把握に重要な手がかり

**友納** この裁判については、今、岩尾理事長からは、私ども代理人の活躍とおっしゃっていただきましたが、真の功労者は、これまで協会の活動に真摯に取り組んで、また賛同して下さった皆さまだと考えています。おかげで裁判では、常に自信をもって、これまでの協会の活動やその意義を主張することができましたし、勝訴が難しいといわれる行政訴訟でしたが、こちらの主張が認められるという自信が揺らぐことはありませんでした。

裁判では、主に、国が不認定処分の際に理由とした「協会の事業のうち、リビ

ング・ウイルの登録管理事業を公益目的事業として認めると、医師を治療中止へ誘引する等の悪影響（法的な不利益）を与える可能性がある」という点について、重大な誤りがあることを主張しました。

リビング・ウイルは、個人の意思の尊重という観点から重要であることはもちろん、終末期医療において医療者が患者の意思を把握する方法として重要な手がかりとなるもの（すなわち、医療者のためにもなるもの）です。この点を誤った国の見解をそのままにすることはできませんでした。

その結果、皆さまもご存じのとおり、第一審の東京地方裁判所も控訴審の東京高等裁判所も、不認定処分の取り消しを認めました。特に高等裁判所は、「リビング・ウイルは、患者の意思を推定する

## 岩尾総一郎理事長 友納理緒 理事

ため、ひいては患者の推定的意思に基づく延命措置の中止等に起因する種々の法的リスクから医師等を守るための手段として積極的な役割を果たし得るものである」ことを認め、そのうえで、「当協会のリビング・ウイルの存在により、医師が遺族等から無用な責任追及を受けることを免れる可能性があり、結果として、終末期医療の治療方針の決定場面における患者の自己決定権が保護されるものと考えられる。」とまで示しました。

**岩尾** 訴訟はご夫婦（土肥法律事務所）で対応していただきました。

**友納** はい。夫と二人で担当させていただきました。役割分担は、主に、憲法や公益認定法などの法律の解釈については夫が担当し、具体的な事実のあてはめについては、医学的な知識や経験、臨床現

場のイメージがある程度必要でしたので、私が担当しました。日ごろから、医療訴訟なども二人で担当していましたので、役割分担はスムーズに行えました。

これは裏話ですが、実は、この裁判は、国の公益認定不認定処分を司法が取り消した初めてのケースで、法律上重要な論点が多く含まれていました。そのため、裁判期日には、国側は、毎回、傍聴席も合わせる約10人程が裁判所に出頭していました。それに對して、こちら側はいつも、法廷内は夫と2人、傍聴席の協会の事務局を合わせても3〜4人ほど。弁護士仲間にも、「この裁判をよく2人で対応したね」と言われました。ただ先ほどの話ではないですが、訴訟提起前から、協会側の主張には自信がありましたので、

確かに作業量は多かったです。必要以上に悩むことなく取り組みました。

あとは、定期的に開いていた協会のミーティングも大きかったです。

岩尾理事長、当時の青山副理事長、長尾副理事長が参加して下さいましたが、医学・法学それぞれのお立場から重要な示唆をいただき大変助かりました。何よりチームでこの訴訟に対応していると感じられたのが良かったです。

## 憲法で保障される「自己決定権」

岩尾 さて、本日の法制化の話題です。

協会では尊厳死法制化を求めて2003年度から全国運動を展開し、05年6月には13万8176人が署名し



で不可欠な利益を内容とする権利であり、憲法に具体的に明示されていない権利であっても「新しい人権」として憲法上保障される権利があると理解されています。その1つが、自分の生き方にとって大切なこと、自分の人格的な存在に係わるような重要なことを自分で決める権利、すなわち、「自己決定権」です。

それでは、「自分の生き方にとって大切なこと」として、身体・生命の処分に關する事項、例えば、『死ぬ権利』のようなものが認められるのでしょうか。この死ぬ権利については、少なくとも今の日本では認められていません。

例えば、有名な裁判例ですが、横浜地方裁判所平成7年3月28日判決（東海大学附属病院事件）の言葉を借りますと、「治療の中止が患者の自己決定権に由来

するとはいえ、その権利は、死そのものを選ぶ権利、『死ぬ権利』を認めたものではなく、『死の迎え方ないし死に至る過程についての選択権』を認めたにすぎない」とされています。

また、横浜地方裁判所平成17年3月25日判決（川崎協同病院事件）においても、「終末期における患者の自己決定の尊重は、自殺や死ぬ権利を認めるというものではなく、あくまでも人間の尊厳、幸福追求権の発露として、各人が人間存在としての自己の生き方、生き様を自分で決め、それを実行していくことを貫徹し、全うする結果、『最後の生き方、すなわち死の迎え方を自分で決めることができる』ということのいわば反射的なもの」として位置付けられるべきである」とされています。

理事長のおっしゃる「終末期に限った

た「請願書」を衆・参両院議長に提出しました。相前後して超党派の国会議員からなる「尊厳死法制化を考える議員連盟」が設立され、7年6月に法律草案「臨死状態における延命措置の中止等に関する法律案要綱（案）」が発表されました。その後、議連は複数回にわたって法案を作成し、12年に「終末期の医療に関する患者の意思を尊重する法律案」を発表しましたが、上程には至りませんでした。

友納さんは、14年から16年まで尊厳死法制化議連の事務局長だったあべ俊子衆議院議員の政策秘書をしておられました。資料作りなどの準備をなさっていましたね。

友納 はい。衆議院法制局の皆さんと国会議員の皆さんがイメージされている法律案を具体的にどのような条文にして落とし込むか、また、刑法など他の法律との関係でどのような位置づけの法律にするかなど、何度も話し合いをさせていただきました。

岩尾 諸外国は終末期の医療に関する自己決定権を当然の患者の権利としてLW（リビング・ウィル）が法制化されています（表参照）。日本では医療を受ける際の包括的な患者の権利法制定の動きもあります。終末期に限った医療の自己選択を尊重するLW立法について、

医療の自己選択を尊重するLW立法の是非ですが、これはまさに裁判例のいう「死の迎え方ないし死に至る過程についての選択権」「最後の生き方を自分で決めること」を保障するものです。私たちの生き方にとって大切なことです。

## 医療者の法的責任には議論が必要

岩尾 過去の事件報道から、終末期に人工呼吸器を外した患者が亡くなると医師の責任を問う人が訴訟を起し、医療者の行為に対して違法性の有無が判断されてきました。日本の司法は問題が生じないと判断できない、あらかじめ司法判断を求める仕組みがありません。ということ

国/地域	法律名(施行年)	LW普及率(調査年)
オーストリア	事前指示法(06)	-
ベルギー	患者の権利法、安楽死法(02)	-
フランス	患者の権利及び生の終末に関する法律(05)	-
ドイツ	第3次改正世話人法(06)	880万人:約10%(05)
ハンガリー	ヘルスケア法(07)	-
イタリア	インフォームド・コンセント及び事前指示書に関する規定(18)	1%以下(08)
オランダ	医療措置契約法(95)	61-92歳代10%、20-90歳代3%(08)
UK	慣習法、精神能力評価法(05)	僅か
USA	患者の自己決定法(90)	18-30%
スイス	民法改正(01)	5-10%(08)
スペイン	スペイン基本法41/(02)	0.1%-43,668人(女性61% 男性39%) (08)
シンガポール	事前医療指示法(96)	-
台湾	安寧緩和医療法(00)、患者自主権利法(15)	-
韓国	ホスピス・緩和医療および終末期患者の延命医療の決定に関する法律(16)	-

友納さんほどのように思いますか。

友納 私もLWに関する立法は必要だと考えています。日本には憲法があり、その中で定められる基本的人権の1つとして幸福追求権（憲法13条）があると考えられています。そして、この幸福追求権は、個人が人間らしく生きていくうえ

とは、常に医療関係者が、（民事及び刑事の）訴訟リスクを負担するわけですが。したがって、終末期医療の立法は必要だと思えます。

友納 この観点については、様々なご意見があると思いますが、慎重な議論が必要だと思えますが、重要なのは、リビングウィルやACPなどにより患者の意思確認が適切になされること、そしてその意思が最大限尊重されるような仕組みをつくるのが重要です。その中で、患者の意思を尊重して行った医療者の行為の法的な責任などについても議論がなされる必要があるでしょう。

岩尾 本日はどうもありがとうございました。

## 看護協会と体系的な協力

7月に行われる参議院選挙に、日本看護連盟の組織内候補として立候補することが決まった友納弁護士は、看護師、保健師でもあり、「看護師というバックグラウンドを持つ弁護士として、医療や看護などの新たな立法も視野に入れて活動していきたい」と抱負を述べています。先ごろ、岩尾理事長が日本看護協会を訪れ、「在宅看取り」にかかわる体系的な協力のあり方などを話し合い、友納氏の選挙への支援を伝えました。

